

岩田合同法律事務所 ニュースレター  
2025年1月



弁護士 柏木 健佑

弁護士 原澤 翔多

## 改正の概要

2024年11月30日、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（以下「本改正」）等が施行されました<sup>1</sup>。本改正の概要は、表1のとおりです。以下、改正内容や金融機関の業務への影響等について解説します。

【表1】本改正の概要

	主な改正項目	概要	銀行法施行規則 の条項
1	海外組合へのLP <sup>2</sup> 出資等に係る議決権の取り扱いの明確化	・ 海外ファンドのLPとなる場合において、当該海外ファンドのファンド財産として取得/所有する、当該 <b>海外ファンドの投資先の議決権は</b> 、(LPが、議決権行使できる場合/議決権行使についてGP <sup>3</sup> に指図できる場合を除き、) <b>議決権取得保有規制<sup>4</sup>の対象となる</b>	1条の3第1項 3号、4号

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/qinkou/20241129/20241129.html>

<sup>2</sup> Limited Partnerの略称。以下同じ。外国の法令に基づいて設立されたファンドが投資事業有限責任組合に類似する場合については、投資事業有限責任組合の有限責任組合員に相当するものをいい、外国の法令に基づいて設立されたファンドが民法上の組合に類似する場合については、非業務執行組合員に相当するものをいいます。

<sup>3</sup> General Partnerの略称。以下同じ。外国の法令に基づいて設立されたファンドが投資事業有限責任組合に類似する場合については、投資事業有限責任組合の無限責任組合員に相当するものをいい、外国の法令に基づいて設立されたファンドが民法上の組合に類似する場合については、業務の執行を委任された組合員に相当するものをいいます。

<sup>4</sup> (銀行：銀行法16条の4第1項、銀行持株会社：同法52条の24第1項に基づく。) 銀行持株会社/銀行/それらの子会社は、国内の会社の議決権について合算してその「**基準議決権数**」(銀行：当該会社の総株主等の議決権の5%

		<b>議決権に含まれないことを明確化。</b>	
2	特定子会社（投資専門子会社 <sup>5)</sup> ）が出資可能なベンチャービジネス会社 <sup>6)</sup> の設立年数等要件の緩和	・ 設立の日/新事業活動開始日以後 10 年経過済の国内の会社であっても、設立の日/新事業活動開始日以後 <b>20年を経過していないベンチャービジネス会社であれば、投資専門子会社によって、基準議決権数を超える出資を行うことが可能に。</b>	17 条の 2 第 5 項
3	特定子会社（投資専門子会社）の併營業務（コンサルティング業務等 <sup>7)</sup> ）の範囲の緩和	・ <b>投資専門子会社が、コンサルティング業務等につき、その出資先・出資見込み先に係るものを「主として」行うのであれば、それ以外の者に対してもコンサルティング業務等を行うことが可能に。</b>	17 条の 2 第 14 項 2 号
4	銀行代理業者に係る変更届出（役員の兼職先の内容変更等に係る届出）の見直し	・ <b>銀行代理業者は、①役員の兼職先又は②子法人等/親法人等/親法人等の子法人等に変更があった場合、30 日以内の届出ではなく、半期ごとの一括届出が可能に。</b>	34 条の 32、 34 条の 34、 35 条 4 項 2 号・8 項 4 号、 別表第二

## 1 海外組合への LP 出資等に係る議決権の取り扱いの明確化

### (1) 改正内容

これまで、銀行が LP 出資を行うファンドが投資事業有限責任組合契約に関する法律 2 条 2 項に規定する投資事業有限責任組合である場合（又は民法第 676 条第 1 項に規定する組合である場合）、当該ファンドの投資先であり、組合財産として取得/所有する国内の会社の議決権については（LP が、議決権行使できる場合/議決権行使について GP に指図できる場合を除き、）議決権取得保有規制の対象となる議決権に含まれないとされていたのに対し<sup>8)</sup>、外国の法令に基づいて設立されたファンドに LP 出資を行う場合に当該ファンドの投資先であり、ファンド財産として取得/所

の数、銀行持株会社：当該会社の総株主等の議決権の 15%の数）を超える議決権を取得/保有してはならないとの規制。以下同じ。

<sup>5)</sup> 銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号（・同法施行規則 17 条の 2 第 14 項）又は同法 52 条の 23 第 1 項 11 号（・同法施行規則 34 条の 16 第 12 項）の、「特定子会社」を指します。以下同じ。

<sup>6)</sup> 銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号（・同法施行規則 17 条の 2 第 5 項）又は同法 52 条の 23 第 1 項 11 号（・同法施行規則 34 条の 16 第 3 項）の「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」を指します。以下同じ。

<sup>7)</sup> 「他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」（銀行法施行規則 17 条の 2 第 14 項 2 号）を指します。以下同じ。

<sup>8)</sup> 銀行法 16 条の 4 第 9 項・2 条 11 項・同法施行規則 1 条の 3 第 1 項 3 号・同項 4 号。

有する国内の会社の議決権の取扱いは明確ではありませんでした。そのため、例えば、外国の法令に基づいて設立されたファンドに LP として出資する銀行は、当該帰属分の議決権の保有について銀行法上の 5%ルール<sup>9</sup>が適用される可能性が否定できなかったことから、5%ルールに抵触しないよう、そのようなファンドに対する LP 出資自体をマイナー出資に止める（又は金融庁長官の承認<sup>10</sup>を取得する）等といった対応を行う必要がありました。

本改正では、外国の法令に基づいて設立された、投資事業有限責任組合又は民法上の組合に類似するファンドの LP となってファンド財産として取得/所有する当該海外ファンドの投資先の議決権についても、（LP が、議決権行使できる場合/議決権行使について GP に指図できる場合を除き、）議決権取得保有規制の対象となる議決権に含まれないことが明確化されました。

## （2） 改正の影響

本改正により、もし、銀行が LP 出資を検討している（国内の会社に対する投資を行う）海外ファンドが、LP がファンド投資先の株式等を組合財産として取得/所有することとされるものであっても、当該株式等の取得/所有によって銀行が保有することとなる国内の会社の議決権につき、（LP が、議決権行使できる場合/議決権行使について GP に指図できる場合を除き、）銀行法上の 5%ルールが適用されることを前提にした前（1）記載のような対応を行う必要は無い、と整理し得ることとなります。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 11 条 1 項に基づく議決権取得保有規制については、本改正と同様の改正がなされるわけではないことから、同法上の当該議決権取得保有規制に抵触しないようにするための対応が必要となる可能性があります。

## 2 特定子会社（投資専門子会社）が出資可能なベンチャービジネス会社の設立年数等要件の緩和

### （1） 改正内容

銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社の議決権の取得/保有については、銀行法上の議決権取得保有規制が適用されないところ<sup>11</sup>、（当該規制が不適用となるための）ベンチャービジネス会社の一要件として、設立の日/新事業活動開始日以後 10 年を経過していないことが求められていました<sup>12</sup>。そのため、これまで、銀行は、設立の日/新事業活動開始日以後 10 年を経過した新たな事業分野を開拓する会社に対しては、投資専門子会社によっても、基準議決権数を超える出資を行うことができませんでした。

<sup>9</sup> 銀行/その子会社は、国内の会社の議決権について合算して総議決権の 5%超を取得/保有してはならない、との議決権取得保有規制（銀行法 16 条の 4 第 1 項）。以下同じ。

<sup>10</sup> 銀行法施行規則 1 条の 3 第 1 項 5 号。

<sup>11</sup> 銀行法 16 条の 4 第 7 項、及び同法 52 条の 24 第 7 項。

<sup>12</sup> 銀行法施行規則 17 条の 2 第 5 項（及び同規則 34 条の 16 第 3 項）。

本改正では、設立の日/新事業活動開始日以後 20 年を経過していない新たな事業分野を開拓する会社はベンチャービジネス会社に該当することとされたことから、かかる会社については、投資専門子会社によって、基準議決権数を超える出資を行うことが可能とされました。

## (2) 改正の影響

本改正により、投資専門子会社によって基準議決権数を超える出資を行うことが可能なベンチャービジネス会社の範囲が拡大することとなりました。これまで、設立の日/新事業活動開始日以後の期間の要件がネックとなって議決権の取得/保有ができなかった会社についても、ベンチャービジネス会社として出資が可能となったことから、当該出資を通じてより幅広く新たな事業分野の開拓を支援できるようになることが見込まれます。

## 3 特定子会社（投資専門子会社）の併營業務（コンサルティング業務等）の緩和

### (1) 改正内容

これまで、銀行の投資専門子会社が可能なコンサルティング業務等は、投資専門子会社の出資先・出資見込み先の株式会社に係るものに限られており<sup>13</sup>、投資専門子会社が、例えば、銀行出資先に対してコンサルティング業務等を行うことは認められていませんでした。

本改正では、投資専門子会社は、コンサルティング業務等につき、投資専門子会社の出資先・出資見込み先の株式会社に係るものを「主として」行うのであれば、それ以外の者に対してもコンサルティング業務等を行うことが可能とされました。なお、この「主として」につき、「金融庁の考え方」<sup>14</sup>では、「主として行うもの」への該当性は、個別事例ごとに実態に即して判断されるものですが、本制度の趣旨を踏まえ、また、その業務の内容、取引の実態等に照らして各金融機関がその該当性について合理的に説明できることが必要です」とされています。

### (2) 改正の影響

本改正により、投資専門子会社が、コンサルティング業務等につき、投資専門子会社の出資先・出資見込み先の株式会社に係るものを「主として」行うのであれば、それ以外の者に対してもコンサルティング業務等を行うことが可能となることから、投資専門子会社が、例えば、銀行出資先に対してもコンサルティング業務等を行う等、投資専門子会社に集約・蓄積された投資管理のノウハウをより有効に活用できるようになることが見込まれます。

<sup>13</sup> 銀行法施行規則 17 条の 2 第 14 項 2 号、及び同規則 34 条の 16 第 12 項。

<sup>14</sup> 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の No4~7 に対する「金融庁の考え方」。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/qinkou/20241129/01.pdf>

## 4 銀行代理業者に係る変更届出（役員の兼職先の内容変更等に係る届出）の見直し

これまで、銀行代理業許可申請書の記載事項に変更があったときは、原則としてその日から30日以内に届け出なければならないとされていました。<sup>15</sup>

本改正では、当該事項のうち一部の事項（①申請者が個人である場合は兼職先、法人である場合は役員の兼職先、②申請者が個人である場合は申請者が議決権の過半数を保有する法人等/当該法人等の子法人等、申請者が法人である場合は申請者の子法人等/親法人等/親法人等の子法人等）<sup>16</sup>については、（許可申請書の記載事項ではなく、許可申請書の添付書類記載事項とされた上で<sup>17</sup>）銀行代理業者は、当該事項に変更があった場合、半期ごとに一括して届け出ることができるとされました。<sup>18</sup>

本改正により、銀行代理業者の変更届出の事務負担は軽減されることになるため、銀行代理業者となろうとする新規事業者の参入が後押しされることが期待されます。

### 【執筆者】



柏木 健佑（弁護士）

E-mail: [kkashiwagi@iwatagodo.com](mailto:kkashiwagi@iwatagodo.com)

東京大学法学部卒業、2007年弁護士登録。金融機関に対して、窓口対応から規制対応まで幅広くアドバイスを提供するほか、ファイナンス取引、不動産開発、訴訟・紛争解決、ジェネラルコーポレート等の法分野を取り扱う。



原澤 翔多（弁護士）

E-mail: [shota.harasawa@iwatagodo.com](mailto:shota.harasawa@iwatagodo.com)

東京大学法科大学院修了、2022年弁護士登録。ファイナンス取引、金融規制、ジェネラルコーポレート、紛争解決、FinTechを中心に、企業法務全般を幅広く取り扱っている。

<sup>15</sup> 銀行法52条の39第1項。

<sup>16</sup> 具体的には、現行銀行法52条の37第1項6号・同法施行規則34条の32第1項1号及び同項2号に掲げる事項。

<sup>17</sup> 現行銀行法52条の37第2項3号・本改正案の銀行法施行規則34条の34第1項1号（のハ・ニ）及び同項2号（のハ・ニ）。

<sup>18</sup> 現行銀行法53条4項・本改正案の銀行法施行規則35条4項2号・同条8項4号。

## 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階  
岩田合同法律事務所 広報：newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。  
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。